

長崎県病院企業団監査委員公表

令和6年12月4日付け令和6年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月6日

長崎県病院企業団監査委員 松 尾 英 紀
同 松 尾 裕 隆

長崎県病院企業団
監査委員 松尾英紀様
監査委員 松尾裕隆様

長崎県病院企業団
企業長 八橋 弘



監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年12月4日付け令和6年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果に対して、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

① 病院経営について

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、国や県の対策補助金も削減されるなど、病院経営にとって大きな転換点となる年となりました。

コロナが発生した令和元年度前後で患者数等の推移を見ると、コロナ後に大きく減少した患者数は、令和5年度になってもコロナ以前の水準に回復していない施設がほとんどとなっています。

このことは、もう1年動向を見極める必要があると思われませんが、コロナ禍により患者の受療動向に構造的な変化が生じていると捉えるべきであります。

また、コロナ禍によって見えづらくなっていた患者数の減少要因として、人口減少や看護師等の人材不足による影響、地域における要介護者等の受入体制の不足、医療需要の変化等が、より顕在化して結果として表れてきていると言えます（P5～8参照）。

このような中、令和5年度における病院企業団の経営状況は、経常損益及び純損益において令和元年度以来4期ぶりの赤字決算となるなど、非常に厳しい経営状況に直面しています。

特に、病院企業団の本業部分である医業損益については、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降年々悪化する傾向にあり、令和5年度においては、病院企業団発足以降、最も厳しい赤字額となりました。

病院企業団が病院経営を担っている島原半島地域や離島地域においては、さらに急速な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かっています。

以上のような状況を踏まえると、今後も大きな患者数の増加は見込み難い状況となっており、今後、病院企業団が地域に必要とされる医療を継続的に提供していくためには、抜本的な経営改善対策が必要になっていると考えられます。

対策の視点としては、地域の医療機関との役割分担や連携、介護・福祉施設や施策との連携をさらに強化するとともに、医療需要の変化に的確に対応すること、良質な医療を提供することによる収益の確保（維持、増加）と収益に見合った費用削減策を各部門が徹底して検討することが肝要であり、さらにはDXなど経営効率化に向けた対策にも積極的に取り組むべきであります。

なお、こうした取組にあたっては、職員の意識改革への取組を強化するとともに、提供する医療の機能や規模、医療圏域ごとの経営環境が施設ごとに異なることから、各施設が課題分析を行い改善に向けた取組を計画することが基本であります。一病院だけの問題ではなく、企業団全体の課題として捉え、企業団本部がより一層主体性を持って、全病院と一致団結して効果ある対策を検討し進めるべきであります。

② 郷診郷創への取組の推進について

病院企業団では、地域内で治療可能な疾患については、地域内で受診していただけるよう、「郷診郷創（地域での受診が地域を創る）」のスローガンを掲げて行政と一体となった取組を進めています。人口減少が急速に進み、病院企業団の経営状況が悪化傾向にある中、その取組はこれまで以上に重要になるものと考えられます。

地域に信頼され住民から選ばれる病院となるためには、各施設で実施している患者満足度調査の有効活用を図り、その満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組むと同時に、医療技術の向上をはじめとする各病院の創意工夫ある取組や、経営の実態などを普段から積極的に広報し、地域内での受診が地域の病院を支えるということをご理解していただけるよう努力することが重要であります。

また、特に離島地域の病院や附属診療所においては、患者ニーズを把握し、住民の健康に寄与していくために、引き続き行政と協働して、健康診断を積極的に進めていくべきであります。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、総額 85,516 千円となり、前年度に比べ 3,675 千円の増加（対前年度比 4.5%増）となりました。各施設による回収（8,215 千円）や不納欠損による整理（4,407 千円）が進められた一方、新規の未収金が増加（16,296 千円）したものであります。

未収金の回収状況については、各施設において大きな差が見られ、未収金残高が前年度末より 2,000 千円以上減少している施設がある一方、残高が 5,000 千円以上増加している施設もあり、今後、企業団全体として未収金のさらなる縮減を図るためには、翌年度の過年度未収金につながる現年度未収金を含め、全施設が発生直後の回収に特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなど、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努める必要があります。

また、各施設の未収金の内訳を見ると、未収金残高の大きな債務者が回収困難なケースに該当し、未収金縮減の障壁の一つとなっているパターンが複数見受けられます。そのため、分割納付の積極的な活用や連帯保証人への請求など、個々の債務者の状況に応じた対策についても引き続き積極的に取り組む必要があります。

なお、債務者の所在が不明であるなど回収の見込みがない未収金については、引き続き不納欠損の事務処理を速やかに進め、未収金の整理に努める必要があります。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示すとともに、令和6年3月には、その目標値を令和11年度末まで継続することを公表しました。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和5年度は85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組みましたが、その実績は数量ベースで73.7%（前年度数量ベース74.5%）となり目標を達成できませんでした。

前年度と比較して、新たに目標を達成した病院や、ほぼ目標値に近づいた病院がある一方で、採用率が低調な病院もあることから、今後の経営改善も見据えつつ、目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要があります。

⑤ 事務処理の適正化について

各病院の会計処理や各種契約をはじめとする事務処理については、改善も見受けられますが、依然として同じ過ちや軽微な誤りが散見されるとともに、一部には不適切な取扱も見受けられます。各病院においては、過去の誤りや、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニュアル等を十分確認のうえ事務処理を進めるとともに、上司による事務処理の確実なチェックなど、適正化に向けた取組を徹底する必要があります。また、本部においては、引き続き各種会議等を通じて、監査における指摘・

指導事項等の改善、周知徹底を図っていくべきです。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられます。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにも関わらず応札者が少なく、競争性が十分に発揮されているとは言い難い状況にあります。今後とも、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要があります。

⑥ 職員の公金着服事件について

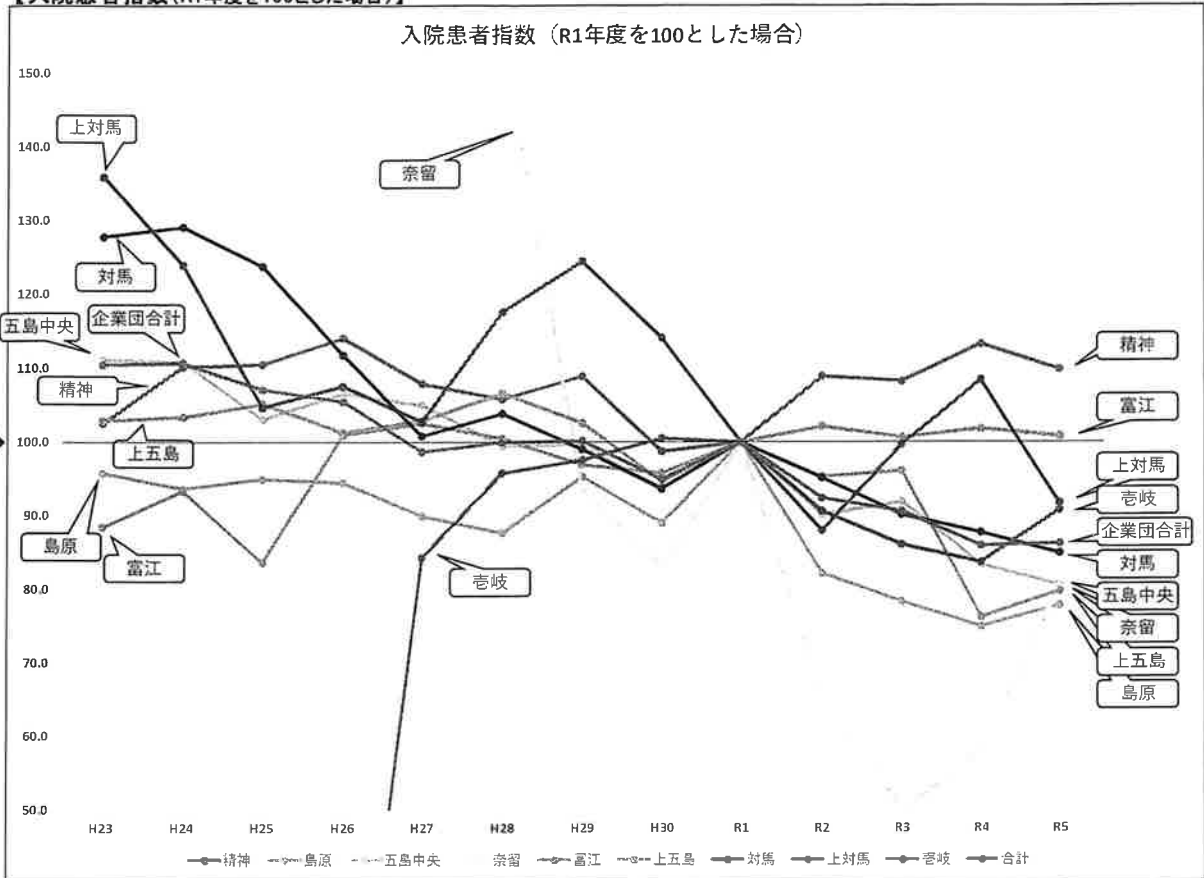
令和5年11月、有川医療センターの職員がセンター内の金庫に保管されていた現金を着服する事件が発生しました。病院企業団において、こうした職員による公金着服事件が発生するのは、平成26年6月に上五島病院で発生した事件以来2度目となります。

今回の事件発生後、病院企業団においては、全職員を対象としたコンプライアンスにかかる職場ミーティングを実施するとともに、各種会議において繰り返し注意喚起を図ったほか、令和6年6月には、今後の再発防止対策として、公金等の適切な管理方法や行動等を示した基本指針、及び業務マニュアルを策定し、その徹底を通知しています。

今年度の定期監査においては、こうした指針やマニュアルに沿った取組状況について、各施設に事前の自己点検を求め、本部職員とともに、その自己点検の結果や現金の保管状況等について現地確認を行ったところであります。

定期監査の結果、各施設における現金の管理体制については、概ね適切に対応されていましたが、施設によってはマニュアルの整備や未然防止策に改善が必要なものや、定期的な研修が実施できていない等の課題もあり、今後、速やかに課題解決に取り組むとともに、本件によって損なわれた県民の信頼を回復するため、病院企業団全体として、三度このような不祥事を起こさせない体制づくりに継続的に取り組む必要があります。

【入院患者指数 (R1年度を100とした場合)】



【延入院患者数】

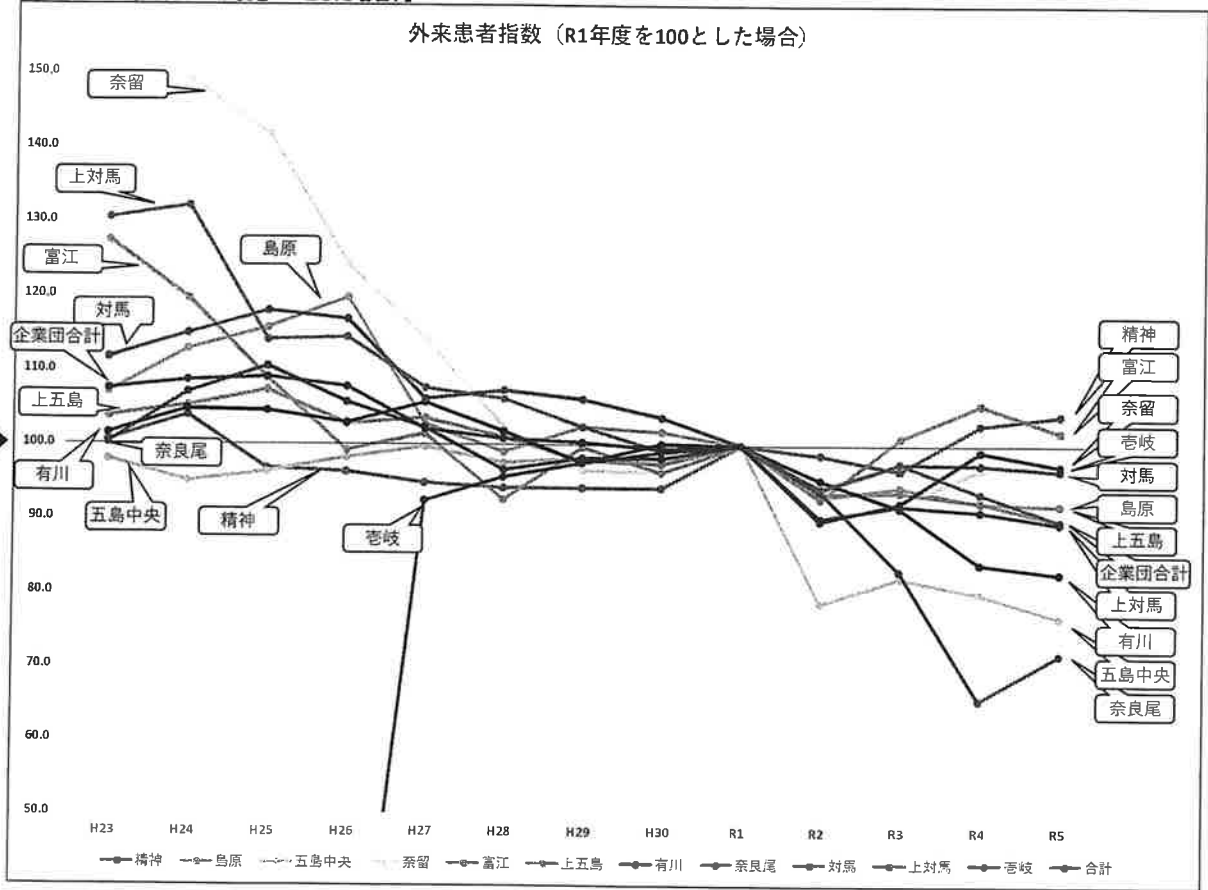
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	38,020	40,884	41,006	42,326	40,045	39,269	40,369	36,623	37,105	40,421	40,164	41,992	40,758
島原	75,847	74,248	75,270	74,915	71,243	69,487	75,399	70,408	79,240	65,077	62,007	59,359	61,664
五島中央	79,465	79,231	73,664	76,207	75,044	71,103	71,210	66,826	71,459	64,355	65,647	59,453	57,548
奈留	8,701	7,338	6,976	5,558	4,428	4,142	2,508	2,229	2,689	1,750	1,342	1,556	2,163
富江	16,913	17,857	16,006	19,329	19,634	19,208	18,550	18,319	19,135	19,526	19,251	19,480	19,265
上五島	55,660	55,956	56,964	54,831	55,704	57,745	55,545	51,254	54,160	51,598	52,031	41,200	43,139
対馬	100,433	101,560	97,252	87,893	79,227	81,655	77,804	73,653	78,586	74,702	70,741	68,937	66,686
上対馬	17,412	15,872	13,410	13,773	13,147	15,051	15,930	14,605	12,802	11,248	12,763	13,878	11,738
香岐	-	-	-	-	49,633	56,377	57,424	59,161	58,890	53,360	50,626	49,257	53,385
合計	392,451	392,946	380,548	374,832	408,105	414,037	414,739	393,078	414,066	382,037	374,572	355,112	356,346

【入院患者指数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	102.5	110.2	110.5	114.1	107.9	105.8	108.8	98.7	100.0	108.9	108.2	113.2	109.8
島原	95.7	93.7	95.0	94.5	89.9	87.7	95.2	88.9	100.0	82.1	78.3	74.9	77.8
五島中央	111.2	110.9	103.1	106.6	105.0	99.5	99.7	93.5	100.0	90.1	91.9	83.2	80.5
奈留	323.6	272.9	259.4	206.7	164.7	154.0	93.3	82.9	100.0	65.1	49.9	57.9	80.4
富江	88.4	93.3	83.6	101.0	102.6	100.4	96.9	95.7	100.0	102.0	100.6	101.8	100.7
上五島	102.8	103.3	105.2	101.2	102.9	106.6	102.6	94.6	100.0	95.3	96.1	76.1	79.7
対馬	127.8	129.2	123.3	111.8	100.8	103.9	99.0	93.7	100.0	95.1	90.0	87.7	84.9
上対馬	136.0	124.0	104.7	107.6	102.7	117.6	124.4	114.1	100.0	87.9	99.7	108.4	91.7
香岐	-	-	-	-	84.3	95.7	97.5	100.5	100.0	90.6	86.0	83.6	90.7
合計	110.5	110.8	107.1	105.5	98.6	100.0	100.2	94.9	100.0	92.3	90.5	85.8	86.1

※合計欄: H23~H26は香岐病院を除いた合計との比較

【外来患者指数(R1年度を100とした場合)】



【延外来患者数】

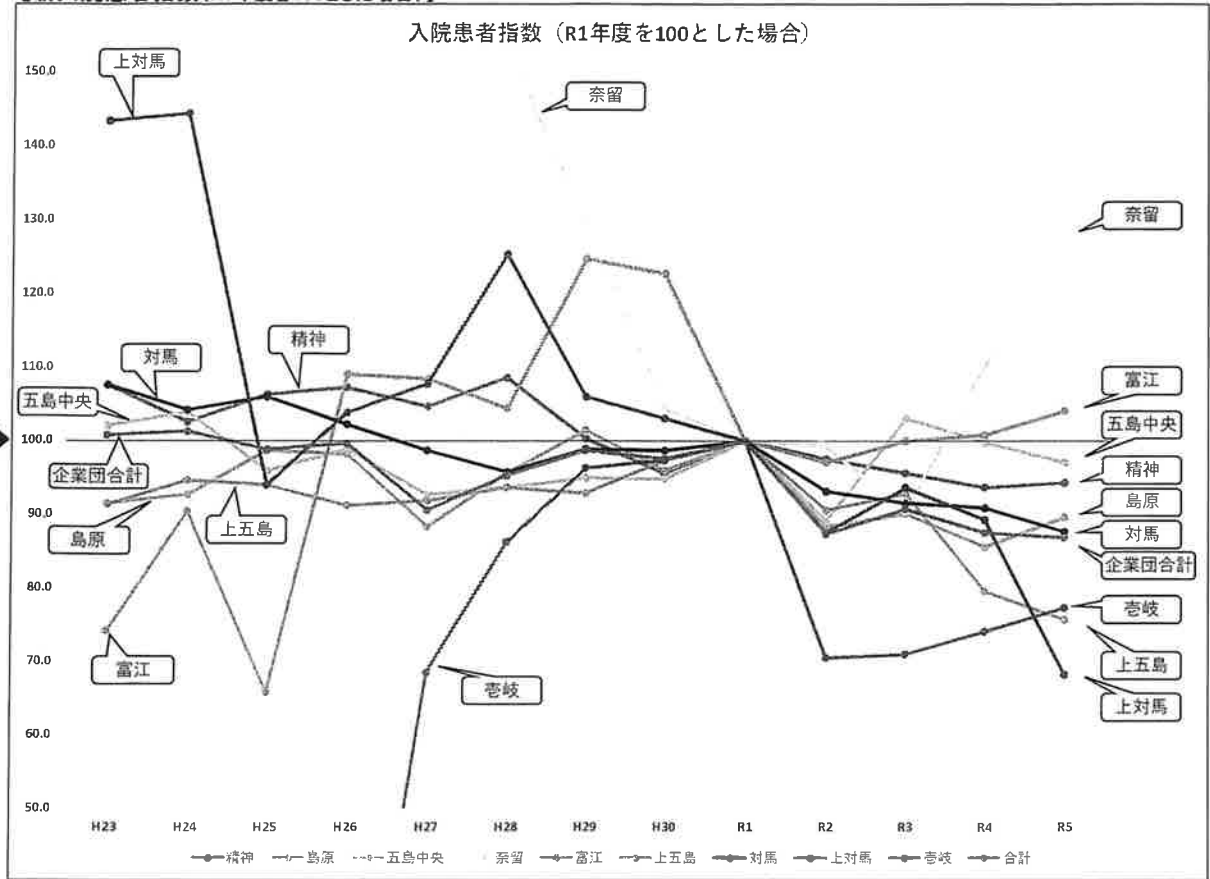
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	14,169	14,641	13,627	13,574	13,340	13,262	13,256	13,277	14,094	13,890	13,619	14,468	14,663
島原	63,106	66,443	68,234	70,635	60,577	58,384	60,398	59,982	58,974	54,835	55,601	54,321	54,191
五島中央	145,236	140,967	142,841	145,858	147,882	144,905	145,832	144,829	148,463	116,527	121,518	118,500	113,780
奈留	21,228	20,485	19,460	17,053	15,671	14,043	13,269	13,213	13,738	12,298	12,650	13,289	13,363
富江	21,903	20,565	18,723	17,029	17,431	15,896	17,127	16,534	17,188	15,941	17,362	18,138	17,504
上五島	128,295	130,179	132,604	126,979	128,173	124,881	121,071	120,345	123,699	115,564	115,778	114,330	111,005
有川	32,789	33,870	33,791	33,294	34,187	32,924	31,586	32,388	32,350	30,797	29,613	27,143	26,716
奈良尾	23,330	24,892	25,719	24,585	23,799	22,486	22,838	22,870	23,282	21,832	19,330	15,237	16,640
対馬	181,709	186,866	191,758	189,981	172,560	174,386	172,693	168,698	162,661	152,803	158,661	158,293	157,143
上対馬	37,475	37,903	32,748	32,849	30,881	30,457	29,402	28,466	28,712	27,028	28,032	26,830	25,785
香岐	-	-	-	-	79,205	81,952	83,580	84,803	85,691	76,940	79,011	84,910	83,274
合計	669,240	676,811	679,505	671,837	723,706	713,576	711,052	705,405	708,852	638,455	651,175	645,459	634,064

【外来患者指数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	100.5	103.9	96.7	96.3	94.7	94.1	94.1	94.2	100.0	98.6	96.6	102.7	104.0
島原	107.0	112.7	115.7	119.8	102.7	99.0	102.4	101.7	100.0	93.0	94.3	92.1	91.9
五島中央	97.8	95.0	96.2	98.2	99.6	97.6	98.2	97.6	100.0	78.5	81.9	79.8	76.6
奈留	154.5	149.1	141.7	124.1	114.1	102.2	96.6	96.2	100.0	89.5	92.1	96.7	97.3
富江	127.4	119.6	108.9	99.1	101.4	92.5	99.6	96.2	100.0	92.7	101.0	105.5	101.8
上五島	103.7	105.2	107.2	102.7	103.6	101.0	97.9	97.3	100.0	93.4	93.6	92.4	89.7
有川	101.4	104.7	104.5	102.9	105.7	101.8	97.6	100.1	100.0	95.2	91.5	83.9	82.6
奈良尾	100.2	106.9	110.5	105.6	102.2	96.6	98.1	98.2	100.0	93.8	83.0	65.4	71.5
対馬	111.7	114.9	117.9	116.8	106.1	107.2	106.2	103.7	100.0	93.9	97.5	97.3	96.6
上対馬	130.5	132.0	114.1	114.4	107.6	106.1	102.4	99.1	100.0	94.1	97.6	93.4	89.8
香岐	-	-	-	-	92.4	95.6	97.5	99.0	100.0	89.8	92.2	99.1	97.2
合計	107.4	108.6	109.0	107.8	102.1	100.7	100.3	99.5	100.0	90.1	91.9	91.1	89.4

※合計欄：H23～H26は香岐病院を除いた合計との比較

【新入院患者指数(R1年度を100とした場合)】



【新入院患者数】

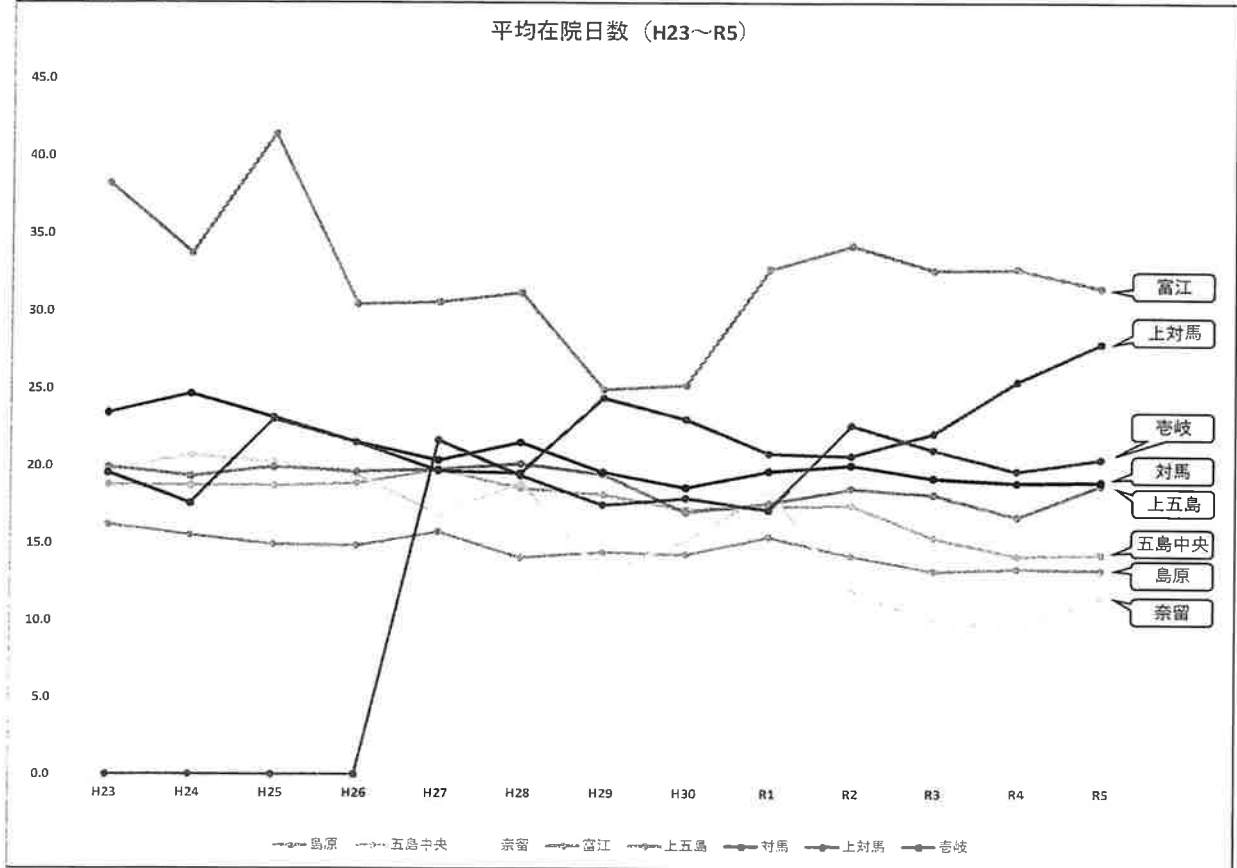
	(単位:人)												
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	340	324	336	339	331	343	317	302	316	308	302	296	298
島原	4,406	4,456	4,746	4,722	4,246	4,599	4,876	4,612	4,810	4,245	4,330	4,113	4,305
五島中央	3,966	4,030	3,723	3,840	3,596	3,635	3,689	3,679	3,884	3,462	4,003	3,876	3,773
奈留	411	338	325	269	248	206	175	141	135	134	122	149	173
富江	423	515	375	622	618	595	710	699	570	553	570	574	593
上五島	2,655	2,748	2,729	2,649	2,672	2,724	2,697	2,828	2,906	2,631	2,701	2,309	2,197
対馬	4,085	3,953	4,024	3,879	3,747	3,635	3,755	3,742	3,796	3,535	3,478	3,452	3,327
上対馬	843	849	552	611	634	736	623	606	588	514	551	525	401
彦岐	-	-	-	-	2,202	2,767	3,092	3,127	3,213	2,263	2,281	2,377	2,485
合計	17,129	17,213	16,810	16,931	18,294	19,240	19,934	19,736	20,218	17,645	18,338	17,671	17,552

【新入院患者指数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	107.6	102.5	106.3	107.3	104.7	108.5	100.3	95.6	100.0	97.5	95.6	93.7	94.3
島原	91.6	92.6	98.7	98.2	88.3	95.6	101.4	95.9	100.0	88.3	90.0	85.5	89.5
五島中央	102.1	103.8	95.9	98.9	92.6	93.6	95.0	94.7	100.0	89.1	103.1	99.8	97.1
奈留	304.4	250.4	240.7	199.3	183.7	152.6	129.6	104.4	100.0	99.3	90.4	110.4	128.1
富江	74.2	90.4	65.8	109.1	108.4	104.4	124.6	122.6	100.0	97.0	100.0	100.7	104.0
上五島	91.4	94.6	93.9	91.2	91.9	93.7	92.8	97.3	100.0	90.5	92.9	79.5	75.6
対馬	107.6	104.1	106.0	102.2	98.7	95.8	98.9	98.6	100.0	93.1	91.6	90.9	87.6
上対馬	143.4	144.4	93.9	103.9	107.8	125.2	106.0	103.1	100.0	87.4	93.7	89.3	68.2
彦岐	-	-	-	-	68.5	86.1	96.2	97.3	100.0	70.4	71.0	74.0	77.3
合計	100.7	101.2	98.9	99.6	90.5	95.2	98.6	97.6	100.0	87.3	90.7	87.4	86.8

※合計欄:H23~H26は彦岐病院を除いた合計との比較

【平均在院日数】



※精神医療センターはグラフから除外

【平均在院日数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	111.3	125.6	122.9	121.3	119.4	115.2	123.4	119.5	119.5	132.6	128.3	143.6	135.3
島原	16.2	15.6	14.9	14.9	15.8	14.1	14.5	14.3	15.5	14.3	13.3	13.4	13.4
五島中央	18.9	18.7	18.7	18.9	19.8	18.6	18.2	17.2	17.4	17.5	15.4	14.3	14.3
奈留	19.9	20.7	20.3	19.4	16.9	19.0	13.1	15.2	18.5	12.0	10.0	9.7	11.5
富江	38.3	33.8	41.5	30.5	30.6	31.3	25.0	25.3	32.8	34.3	32.7	32.8	31.6
上五島	20.0	19.3	20.0	19.7	19.8	20.2	19.5	17.1	17.7	18.6	18.2	16.7	18.8
対馬	23.5	24.7	23.2	21.5	20.4	21.6	19.6	18.7	19.7	20.2	19.3	19.0	19.0
上対馬	19.6	17.6	23.1	21.6	19.7	19.6	24.5	23.1	20.9	20.7	22.2	25.6	28.0
彦岐	-	-	-	-	21.7	19.4	17.5	18.0	17.2	22.7	21.1	19.8	20.5
合計	21.8	21.8	21.7	21.1	21.4	20.6	19.7	18.9	19.5	20.6	19.4	19.1	19.4
合計 (精神除く)	20.0	19.8	19.6	19.0	19.5	18.9	18.0	17.4	17.9	18.7	17.5	17.0	17.3

【平均在院日数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	93.2	105.1	102.8	101.5	99.9	96.4	103.3	100.0	100.0	111.0	107.4	120.1	113.2
島原	105.1	100.6	96.6	96.1	102.1	90.9	93.5	92.4	100.0	92.4	85.9	86.8	86.4
五島中央	108.2	107.5	107.6	108.4	113.7	106.7	104.5	98.6	100.0	100.6	88.5	81.8	82.2
奈留	107.5	112.2	109.9	105.2	91.7	102.9	70.8	82.5	100.0	64.8	53.9	52.4	62.1
富江	116.6	102.9	126.5	93.0	93.4	95.2	76.2	77.2	100.0	104.5	99.8	100.0	96.2
上五島	113.0	109.4	112.9	111.2	112.2	114.4	110.5	96.7	100.0	105.0	103.1	94.7	106.5
対馬	119.0	125.1	117.6	109.3	103.5	109.5	99.6	94.8	100.0	102.3	97.7	96.2	96.6
上対馬	94.0	84.2	110.7	103.3	94.5	93.7	117.2	110.6	100.0	99.2	106.3	122.5	134.2
彦岐	-	-	-	-	126.0	112.7	101.7	104.2	100.0	131.7	122.6	114.7	119.0
合計	112.0	111.9	111.2	108.3	109.7	105.5	101.3	97.2	100.0	105.9	99.5	97.9	99.3
合計 (精神除く)	111.7	110.5	109.4	106.1	109.0	105.1	100.5	96.8	100.0	104.1	97.6	94.7	96.7

※合計欄: H23～H26は彦岐病院を除いた合計との比較

(2) 講じた措置

① 病院経営について

病院企業団においては、令和元年度の新型コロナウイルス感染症の発生以降、離島・へき地における中核的な医療機関としての役割を果たすべく、その対策に積極的に取り組んできたところであります。

しかしながら、この間、病院企業団の本業部分である医業損益については令和2年度以降赤字幅が拡大し、コロナ対策補助金が大きく削減された令和5年度においては経常損益・純損益のいずれにおいても令和元年度以来の赤字決算に転じることとなりました。

こうしたコロナ禍における経営状況の悪化に加え、今後、企業団病院を取り巻く経営環境はさらに急激に人口減少が進行し、医療需要そのものが減少する見込みであること等から、非常に厳しい状況が続くことが想定されます。

そのため、病院企業団においては、これまで以上に経営改善対策に全力で取り組み、職員一丸となって経営の健全化を目指していく必要があると認識しています。

経営改善を進めるうえで最も重要な取組は、職員一人ひとりが経営に対する危機意識を持つことにあると考えており、令和6年2月には企業団職員向けの意識啓発チラシを作成・配布し、改めて自分たちの病院の経営に対し、目を向けていただき、現状を把握していただきたいと呼びかけたところであります。

また、経営会議や事務長会議など幹部職員を対象とした会議はもとより、新規採用職員や中堅職員等を対象とした各種研修会においても企業団の経営状況を説明し、経営改善の必要性を周知しているところです。

加えて、経営改善にあたっては、幹部職員のみならず各部門長を中心とした全職員が一丸となってその取組を進める必要があることから、令和7年度からは部門長級の組織・経営マネジメント研修を実施し、ミドルマネジメント強化を図ることとしています。

こうした職員の意識改革の取組を進めつつ、本部においては令和6年度に入り、さらなる経営改善に向けた取組について、各病院へ検討を依頼し、その取りまとめを行っているところであり、今後、各病院の取組状況をフォローしながら、企業団全体として改善効果が十分発揮されるよう積極的に推進してまいります。

各病院の取組としては、引き続き「郷診郷創」の取組を通じた患者確保対策に取り組みつつも、今後、大幅な患者数の増加は望み難い状況を認識のうえ、新たな診療報酬上の施設基準の取得や適切なベッドコントロールの実施、DPCコーディングのさらなる適正化に向けた取組のほか、医療機器・施設設備の長寿命化による整備費用の抑制・平準化や後発医薬品のより一層の使用促進、光熱水費・消耗品の細やかな節減、タスクシフト・シェアの推進による業務の効率化に向けた取組など、さらなる経営改

善に向けた取組を検討・実施しているところであります。

その他、令和6年度からは外部有識者による経営コンサルタントを再開し、島原病院において実施したところであり、令和7年度以降も他病院においてこうした外部の視点による経営コンサルタントを継続的に実施し、その結果を共有することで企業団病院での横展開を推進してまいります。

看護師をはじめとする医療人材確保対策については、各種修学資金の有効活用、就職説明会への参加、看護学生の実習受け入れ、ホームページのリニューアルやSNSによる病院の魅力発信など、引き続きリクルート活動の強化を図るとともに、AIやRPAといった医療DXの導入に向けた取組については、先進事例の取組状況を踏まえ、その費用対効果など中長期的な視点に立って検討してまいりたいと考えています。

現在、国においては「新たな地域医療構想等に関する検討会」において、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、新たな地域医療構想について、2040年頃を見据え、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討を進めています。

病院企業団においても、こうした国の検討状況を注視し、今後、検討結果に応じた対応を取る必要がありますが、地域の医療機関とは引き続き連携会議の開催や日頃からの意見交換などを通じて、病病連携・病診連携を図るなどして、地域医療の機能分化・連携強化に取り組んでまいります。

加えて、患者の状態に応じた適切なタイミングで退院調整が進められるように、日頃から地域の介護関係者との情報共有などに努めるとともに、引き続き「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地元行政をはじめ関係機関との連携強化に取り組むこととします。

最後に、病院企業団の基本理念である良質な医療の提供と医療レベルの向上により、継続的に県民の皆様の健康な生活に貢献できるよう、企業団本部と企業団病院が一丸となって経営改善に向けた取組を積極的に進めてまいります。

② 郷診郷創への取組の推進について

人口減少に伴う患者数の減少傾向が続く中、郷診郷創の取組を通じた患者の確保対策は、これまで以上に重要になると認識しており、引き続きその取組を積極的に推進してまいります。

特に、郷診郷創の取組を進めるうえで、各病院が実施している患者満足度調査については、患者目線で病院が抱える課題を把握できる良い機会として捉え、その有効活用に取り組み改善に努めてまいります。

また、ホームページやSNS、広報誌をはじめとする各種媒体を通じた情報発信に取

り組むほか、地域住民向けの公開講座やイベント・セミナーの開催、地域住民代表や行政等の関係者も交えた各地域での運営協議会の開催等にも引き続き取り組み、企業団病院への理解を深めていただくよう努めてまいります。

健診事業につきましても、地元行政機関と連携を図りながら引き続き積極的に取り組むこととし、地域の健診受診率の向上はもとより、新たな患者の確保にも努めてまいります。

なお、郷診郷創への取組の推進にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

③ 未収金対策について

未収金については、引き続き新規発生防止に努めるとともに、発生直後には特に早期回収を図ることを念頭に置きながら積極的にその回収に取り組むほか、定期的な訪問徴収など計画的な取組を進めることで、その縮減を図ってまいります。

また、個々の債務者の状況に応じた分割納付の積極的な活用や、連帯保証人への請求などの取組も強化するとともに、回収の見込みがない未収金については、「長崎県病院企業団の債権管理に関する条例」に基づく不納欠損の事務処理を速やかに進め、未収金の解消に努めてまいります。

なお、未収金対策にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しています。

病院企業団の経営状況が悪化する中、後発医薬品のより一層の使用促進は医療費用の圧縮に直接的な効果がある取組であり、これまで以上に積極的に促進してまいります。

なお、後発医薬品の使用促進にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

⑤ 事務処理の適正化について

各企業団病院の会計処理や契約事務を含む事務処理全般については、複数職員による確認など組織的なチェック体制の強化を図り、適正な事務がなされるよう改善に向けた取組を各職場において徹底するとともに、特に重要な不備や共通的な誤りについては、引き続き財務事務担当者会議等を通じて各病院へ周知するほか、庁内LANを活用して過去の監査の指摘・指導事例等の共有を図ってまいります。

離島における医療機器入札については、可能な限り多くの業者が入札参加できるよう、公告の方法・内容の見直しや、医療機器の更新時期及びメンテナンスの方法について、

企業団としての何らかの対策を講じることができないか、引き続き検討を進めてまいります。

なお、事務処理の適正化にかかる各病院並びに診療所の取組は別紙のとおりです。

⑥ 職員の公金着服事件について

令和5年11月に発覚した公金着服事件については、県民の皆様、地域住民の皆様の企業団病院に対する信頼を大きく失墜させる不祥事であると認識しています。

今後、再びこのような事件が起きないように、改めて職員の服務規律の確保及び再発防止の徹底に万全を期してまいります。

具体的には、令和6年6月に策定した「公金等の適切な取扱指針」に基づき、現金引継の適正化などによる「公金管理の強化策」や、職員の倫理意識向上などによる「職員の意識改革と職場環境づくり」に継続的に取り組んでまいります。

なお、定期監査で確認されたマニュアルの未整備など施設ごとの課題については、速やかに解決を図ることとします。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院並びに診療所からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について	○退院前訪問を実施し、退院後の療養上の指導を行い、スムーズな地域生活への移行支援を行いました。 ○長期入院患者の退院後の地域定着のため心理士をはじめとする多職種によるプログラムを実施しました。
③ 未収金対策について	○入院時に高額療養費限度額制度の説明を行っています。 ○退院が決まった時点で、概算額の事前連絡をするよう徹底しております。 ○退院当日に、医事及び病棟スタッフ双方で精算事務の完了を確認しています。 ○退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底しています。 ○時間外預り金制度を継続して実施しております。 ○クレジットカード払いを導入しております。
○回収対策	○電話、文書により督促を行っております。 ○不定期で、臨戸を実施しております。 ○通院中の患者については、予約日を確認のうえ来院時面談を実施しています。 ○分割納付にも対応しており、1年以内で完納できるよう説明し早期回収を心がけています。 ○入院・通院中で未収金がある患者について、精神保健福祉士と連携をとり、生活状況など情報共有し、ケースによっては精神保健福祉士同席での面談を実施しております。 ○時間外預り金について、未精算の場合診療費に充当しております。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人が患者と親子関係の場合、連帯保証人に督促を行っております。時間が経過した過年度未収金で連帯保証人が患者と親子関係ではない場合、存否が不明なため督促に至っていません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等、悪質性が判明した場合は検討いたします。

④ 後発医薬品の使用促進について	○切り替え可能な品目の検討を行ってまいります。
⑤ 事務処理の適正化について	<p>○会計処理や各種契約事務においては、監査における指摘・指導事項や入札契約マニュアルの確認、複数人でのチェック体制を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>○費用・収益については発生主義を遵守し、計上誤りがないように適正な事務処理に努めます。</p> <p>○「現金払の取扱に関する前払金（資金前渡）の処理基準について」を遵守するとともに、処理基準に非該当の場合は本部に協議するよう徹底いたします。</p>

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、10,233,745円、前年度末と比較して約37万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどとして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 温冷配膳車、公用車の契約保証金免除手続きについて、財務規程148条8号を適用し免除としていたものの、同条項は「競争入札に適さない」契約の際に適用するものであり、本事例では財務規程148条第3号の規定に基づき適切に対応すること。</p> <p>委託契約書の作成について、令和2年4月の民法改正に対応していない契約書を使用している事例があったため、適切に対応すること。</p> <p>3. 人事について 会計年度任用職員の採用（更新）にあたり、宣誓書を徴していないかったため、適切に処理すること。</p> <p>会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。</p>	<p>1. 未収金について 過年度未収金について、引き続き未収金の減少に努めるとともに、文書による対応だけでなく、対面相談、訪問等も行うようにいたします。また、現年度分についても、引き続き定期的な電話による催告、来院時面談を行います。特に転院された患者については、電話、文書による催告に加え、訪問も行うようにいたします。</p> <p>過年度未収金・現年度未収金について、精神保健福祉士に生活状況の情報を含め求めたり、一緒に対面相談を行うなど院内での協力体制を強化し未収金の減少に努めてまいります。</p> <p>2. 契約関係について 契約保証金免除手続きについては、財務規程、入札・契約事務マニュアルの再確認を行い、適切な事務処理を徹底してまいります。</p> <p>委託契約書については、毎回、入札・契約事務マニュアルを確認しながら作成するよう努め、担当、班長、課長の決裁段階で複数人でチェックを行い再発防止に努めます。</p> <p>3. 人事について 宣誓書については全員分を徴取済です。</p> <p>また、会計年度任用職員の労働条件通知書に無給休暇として産前・産後休暇が記載されていたものについては、無給休暇から削除して差替えをいたしました。</p> <p>今後は会計年度任用職員の採用（更新）時には宣誓書の徴収を徹底するとともに、労働条件通知書については会計年度任用職員設置要綱を確認し、記載誤りがないようにいたします。</p>

4. 給与について

通勤手当について、届出が事実の生じた日から15日を経過してなされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から支給開始となることろ、届出を受理した日の属する月から支給していただくため、適切に処理すること。

4. 給与について

通勤手当については、ご指摘のとおりにおりに支給するように改めました。今後、適正な処理に努めてまいります。

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診創への取組の推進について	○地域から親しまれ信頼される病院となるために、断らない医療による救急患者の受け入れ、入院支援室設置による安心して入院できる体制作り、地域の医療機関及び介護施設との連携強化による紹介患者数の確保、ホームページや広報誌等による情報発信に取り組んでいます。 ○さらに、患者満足度を高めるために、「ありがたう・ご意見箱」による患者の声の収集や、患者満足度の調査を行い、課題を把握し改善に努めてまいります。
③ 未収金対策について	○入院患者への対策強化。（支払が延納となる可能性の高い患者に対して、連携室メディカルソーシャルワーカーと共同し、公的支援も含めての相談対応。退院日前の概算額提示など。） ○入院申込書への記載内容の追加。（患者、家族、連帯保証人、それぞれの勤務先欄、自宅と携帯電話の電話番号欄を追加し、患者及び関係者の身元をしっかりと把握することで支払いを免れることが困難であること等を印象付ける内容としました。） ○時間外預り金制度の継続。令和2年4月から預り金額の増額。 ○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により、休日退院時などの利便性向上。 ○平成30年7月からクレジットカードでの支払方法を導入。
○回収対策	○文書送付による督促の徹底。 ○昼夜の電話連絡による督促、月2回の臨戸訪問。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○平成24年度から債権回収会計年度任用職員配置。 ○土曜日及び日曜日会計窓口の開設により利便性向上。 ○未収者やその家族と接触出来ない場合、勤務先や帰省先への電話連絡、臨戸訪問。
○連帯保証人への督促状況	○未収者やその家族と接触できない場合や支払約束が不履行の場合には、連帯保証人に対して文書送付や電話連絡、臨戸訪問による督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば、弁護士と相談し、実施を検討。

④ 後発医薬品の使用促進について	○当院では、令和6年3月末時点で95.0%、令和6年10月末時点で96.2%と、数量ベースで90%以上を維持しており、今後も後発医薬品の使用促進の取組を継続します。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、処理誤り等がないか確認を徹底し、適正に処理致します。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、9,140,963円で、前年度末と比較して約90万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 人事関係について 会計年度任用職員の採用（更新）において、年休付与日数が誤っている事例があったため、適切に処理すること。</p> <p>3. 服務関係について 営利企業等従事許可申請において、報酬受取について「有」とだけ書かれており、報酬額の記載がない状態で許可を行っているが、職員の間で特別に利害関係がないかを判断する材料となるため、適切に記載していることを確認のうえ許可すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も電話催告、文書督促、訪問催告を実施し、新たな未収金の抑制とさらなる未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 人事関係について 年度途中採用者の年休付与について再確認し適正に対応致します。</p> <p>3. 服務関係について ご指導いただきましたとおり、金額の記入まで確認し適切な処理に努めてまいります。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について	○毎年各診療科と院長ヒアリングを行い、患者増のための対策を協議しています。外科については副院長を筆頭に4人体制を確保し、対応できる手術等はすべて受け入れていきます。常勤医のいない脳神経内科や皮膚科は遠隔診療を用いて当院でも専門医の診療を受けられるような取り組みを行っています。
③ 未収金対策について	○限度額適用認定申請の利用促進により、患者の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。 ○診療費の一括払いが困難な患者については分納制度を案内し、相談を受けます。 ○会計ができない時間帯の救急外来受診については預り金を徴収します。 ○督促書・催告書を発行します。 ○納入通知書を送付します。 ○電話連絡を行います。 ○来院時面談し状況確認を行います。 ○自宅訪問を行います。 ○患者本人による支払いが不能な場合には、連帯保証人へ連絡を取り支払いをお願いしています。
○連帯保証人への督促状況	
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○基本的には分納相談や面談、戸別訪問等で対応します。 ○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。
④ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討しています。その結果、令和6年度は令和5年度の96.6%から97.9%に上昇しております。引き続き後発医薬品の使用促進に努めます。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務については引き続きチェック体制を強化し、適切な事務処理に努めます。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、1,261万7,807円で、前年度末と比較して約205万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 服務について 会計年度任用職員の年休付与日数について、五島中央病院会計年度任用職員設置要綱に規定されている内容と異なっているため、同要綱に基づき付与すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後も計画的な戸別訪問、督促状の送付など粘り強い督促を行い、引き続き未収金回収に努めます。 また、新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など入院中から医療費の相談を行い、未収金が発生した場合は、速やかに面談・電話などにより、早期回収に努めます。</p> <p>2. 服務について 五島中央病院会計年度任用職員設置要綱に規定されている内容に基づき適正に処理します。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	
② 郷診郷創への取組の推進について	講じた措置等 ○五島市と今年度（胃・肺）がん検診の実施に向けて協議し、令和7年度から開始する予定です。また、骨粗鬆症検診も開始予定です。有所見者を取り込み患者数増を目指します。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院警約書への連帯保証人を必ず記入してもらっています。 ○時間外受診時には預り金を徴収し、徴収できない方については住所及び連絡先を確認し警備日誌に記入しています。 ○時間外受診の預り金整理簿を作成し、長期間精算に来ていない方がいないか定期的に確認を行っています。 ○未収金がある方については、電話で連絡をとり回収に努めています。分納相談にも対応しています。
○連帯保証人への督促状況	○本人未納の場合、連帯保証人に電話で連絡をとり回収に努めています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金は少額のため、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○五島地区で共同購入実施。後発品のある先発品については、五島中央病院に合わせ切替を行っています。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、過去の監査指摘事項やマニュアル確認の徹底を行っています。疑問に感じた事は、本部に協議の上処理しています。軽微な事項でも必ず上司の決裁を取っています。

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について ・令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、586,607円で、前年度末と比較して約28万円減少しているものの、個人別の未収金管理簿が作成されていない。この管理簿については、現在情報を整理中であるとのことであるが、速やかに整理のうえ未収金の解消に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 修繕における1者随意契約について、随意契約検討シートの作成がない事例があった。（生化学自動分析装置）。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく作成すること。</p> <p>3. 服務について 年次休暇について、年5日取得できていない者がいるため、労働基準法等に則って適切に対応すること。</p>	<p>1. 未収金について 令和6年度より新規未収金については、管理簿を作成しています。過去の未収金については、整理中であります。</p> <p>2. 契約関係について 指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>指摘のとおり適正に処理します。</p> <p>3. 服務について 定期的に年休簿をチェックし、該当職員に年次休暇の取得を促しています。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷割への取組の推進について	○五島市と協力し、健診の受診率向上と予防接種の充実を図り、地域の公衆衛生向上に努めます。 ○広報誌及びホームページを充実させ、幅広い世代に対して情報発信を行い、当院のイメージアップに努めます。 ○訪問診療、訪問看護の充実を図り、スムーズな退院調整を目指し、地域包括ケア病床の安定稼働に努めます。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時は、連帯保証人をとっています。 ○時間外時には、保険証・住所・電話等の確認を行っています。 ○時間外時には、診療費の預り金を実施しています。 ○回収対策 ○未収金の担当者を設置し、未収金の把握、分納申請の受付、未収金の抑制と回収強化に努めています。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行います。 ○電話にて督促を実施しています。 ○電話督促にて回収できない場合は、3ヶ月おきに督促状を発行し、郵送しています。 ○連帯保証人への督促状況
④ 後発医薬品の使用促進について	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討します。 ○後発品の積極的な使用に向けて、薬事委員会でも先発品から後発品へ変更し、後発品の採用品目の増加に努めています。数量ベースで90%以上を目指します。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務につきましても、指摘のとおり適正に処理します。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、111,530円で、前年度末と比較して約26万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 医療消耗備品、消耗備品における1者随意契約について、施行何いに1者とす理由の記載はあったが、随意契約検討シートの作成がないう事例があった（簡易血中乳酸測定器、ゴミステーション）。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく対応すること。</p> <p>画像読取装置保守委託について、契約書の締結日が修正されているが、修正方法が不適当（修正テープで対応されていた）であったため、適切に処理すること。</p> <p>契約相手方から示された契約書を使用して契約を行う場合（特に小規模企業と契約する場合）、必要な契約条項の確認等を行ったうえで、適切な内容に基づき契約すること。</p> <p>3. 人事について 会計年度任用職員の採用（更新）時において、辞令の文言が「委嘱する」となっている。昨年度も同様の指導を行っており、本部の様式等を参考にし、確実に適切に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 未収金管理を徹底し、早期回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 契約関係について 今後は、指摘のとおり適正に処理いたします。</p> <p>今後は、指摘のとおり適正に処理いたします。</p> <p>今後は、指摘のとおり適正に処理いたします。</p> <p>3. 人事について 今後は、指摘のとおり適正に処理いたします。</p>

<p>4. 服務について 年次休暇について、年5日取得できていない者がいるため、労働基準法等に則って適切に対応すること。</p>	<p>4. 服務について 業務効率を考慮し、年休が取得できる環境構築に努めます。</p>
---	---

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷倉への取組の推進について	<p>○病院フェスタは開催の事前打ち合わせを行いました。インフルエンザウイルス、コロナウイルス感染症の蔓延により発熱外来の受診が増え、病棟閉鎖が決定したため、残念ながら中止となりました。</p> <p>○外来待ち時間の短縮の為に、スムーズな診察が出来るようAI問診を12月より導入しました。1月にはLINE予約システムなど導入準備を行っております。待ち時間の短縮による患者の負担減と苦情減を目指しております。</p> <p>○看護師採用対策チームは、病院見学会を8月と12月に実施しました。計6人の見学者が来院しました。3月にも3度目の病院見学会を実施する予定です。</p>
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	<p>○オンライン資格確認同意書の提出を推進しました。高額療養費軽減制度を利用し、窓口支払を自己負担限度額までにする事で未収金の発生を極力減らしました。</p> <p>○時間外の外来患者については5,000円の預かり金を頂き、未収金の発生を防ぎました。</p>
○回収対策	<p>○月に1回、未収患者へ電話で催促をしました。</p> <p>○発熱外来受診患者においては10日経過後に速やかに金額の報告をし精算を促しました。島外患者については、電話や文書にて精算を促し、追加があれば口座への入金をお願いしました。</p>
○連帯保証人への督促状況	<p>○分納額が少ない患者においては、家族への分納額の増額を検討してもらおうようお願いしました。</p> <p>○分納計画が守られない患者には連帯保証人への協力をお願いしました。連帯保証人への支払い協力・債務者への催促は現在3名を実施中です。</p>
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	<p>○現状該当者はいませんでした。あった場合は分納相談か戸別訪問等で対応致します。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について	<p>○当院の後発医薬品使用率は令和6年3月末時点で92.3%。令和6年10月末時点で91.6%と90%を超えています。今後も、今ままで通り安全性と有効性に気を配りながら採用促進に努めます。</p>

⑤ 事務処理の適正化について

○会計処理や各種契約事務については、指摘頂いた所を改善し誤りが無いかチェックしながら適正に処理します。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指摘事項	措置状況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金(補助金等を除く患者未収金)は、2,731,553円で、前年度末と比較して約88万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 100万円以上の固定資産の購入について、検収調書が作成されていない事例があったため、漏れなく検収調書の作成を行うこと。</p> <p>契約金額に即した適切な収入印紙を漏れなく貼付すること。</p> <p>電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。契約事務について適切に手続きを行うこと。</p> <p>単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケースがあった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。</p> <p>3. 服務について 会計年度任用職員の労働条件通知書において、年休付与日が「長崎県上五島病院会計年度任用職員設置要綱」の規程と異なるため、要綱に基づき適正に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き未収金の発生防止と確実な回収に努めます。</p> <p>2. 契約関係について 金額を確認の上漏れなく検収調書を作成致します。</p> <p>契約金額を確認の上漏れなく適切な収入印紙を貼付します。</p> <p>契約書を作成し適切に処理しました。今後も契約事務を適切に行います。</p> <p>契約期間中の総支出予定額を確認した上で予定価格調書を作成致します。</p> <p>3. 服務について 要綱に基づき適切に処理しました。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診療圏への取組の推進について	○①診療体制の維持（患者数26,000人）、②健診体制の維持（1,700人）、③待遇改善（患者満足度調査及び研修会実施）の3項目について取組中です。令和6年12月時点で①達成率76.5%、②達成率77.9%、③患者満足度調査実施済、接遇研修については令和7年1月の院内感染の影響で未実施となっております。
③ 未収金対策について ○発生防止対策	○極力、当日支払いをすよう依頼しています。どうしても困難な場合は支払日を約束してもらっています。（概ね一週間以内。）
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡を行います。連絡が取れない場合は文書にて通知します。 ○連絡後、概ね一週間経過しても未納の場合は、再度電話連絡します。以後、同様に電話連絡を行います。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例がありません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり、分納相談や戸別訪問で対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬を決定しています。 ○有川医療センター内で使用している薬剤で、後発医薬品へ変更できるものがないか検討を行いました。（1品目変更予定。）
⑤ 事務処理の適正化について	○契約事務・給与事務について、関係法令と各種マニュアルを十分確認の上、適切な事務処理を行うよう努めます。 ○会計処理について、監査における指摘・指導事項を十分に確認し、共通認識のもと適切な事務処理を行うよう努めます。

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 契約関係について 100万円以上の固定資産の購入について、検収調書が作成されていない事例があったため、漏れなく検収調書の作成を行うこと。</p> <p>固定資産の入札について、設計価格と予定価格が異なり、予定価格の積算根拠が不明確な事例があったため、予定価格の積算根拠については漏れなく明確にしておくこと。</p> <p>電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。契約事務について適切に手続きを行うこと。</p> <p>単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格を作成していないケースがあった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。</p>	<p>1. 契約関係について 指摘後、適切に処理しています。</p> <p>指摘後、適切に処理しています。</p> <p>指摘後早急に確認を行い、令和6年8月に手続きを完了しました。</p> <p>基幹病院の見積徴取に合わせて一括で行っており、基幹病院と調整のうえ、令和7年度から適切に処理します。</p>
<p>2. 給与について パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について、7時間45分を超えない時間の支給割合を100/100とすべきところを125/100としている月があったため、適切に処理すること。</p>	<p>2. 給与について 給与計算書に超過勤務100/100を表示する箇所がなかったため、時間外（125/100）の欄に表示していましたが、支給は100/100でされていることを確認しました。今後は給与計算書の表示を検討するとともに、勤怠管理を正確に行い、給与計算の確認を確実にいたします。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について	○健診の受診率の向上に向けて、来院患者への個別な声掛けと、毎年3月には町と綿密な協議を行い、健診を住民に推進しています。それと並行して平成27年度から夜間健診の実施、平成29年度からは、みなし健診を実施して、健診を受診しやすい環境作りにも力を入れています。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○当所は入院や時間外診療もないため未収金発生はほとんどありませんが、あった場合はその場で当事者と相談し、その日可能な金額のみ当日支払ってもらい、残額の支払日を約束してもらっています。
○回収対策	○電話連絡をします。連絡が取れない場合は文書にて通知しています。
○連帯保証人への督促状況	○現在、連帯保証人が必要となる事例は発生していません。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○発生時には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応します。
④ 後発医薬品の使用促進について	○当所は上五島病院の附属診療所であるため、使用する薬品は上五島病院薬事委員会にて採用薬を決定しています。今後も引き続き使用促進を図っていきます。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務にかかる適切な事務処理について、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニユアル等を十分確認の上、適切な事務処理を行います。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 契約関係について 財務規程第148条第3号の規定に基づき契約保証金を免除する場合には、2件以上の同種・同規模の履行証明実績を漏れなく確認すること。</p> <p>単価契約にて同文書に記載されている契約額が単価の総計となっており、予定数量が考慮されていない。単価契約を行う際は、契約期間中の支出予定額の積算を示したうえで、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。</p> <p>電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。 契約事務について適切に手続きを行うこと。</p> <p>2. 服務について 年休及び夏季休暇を取得していない職員がいるため、年休の取得促進に努めること。</p>	<p>1. 契約関係について 契約保証金の免除の際は、同種・同規模の履行証明実績を2件以上添付するよういたしました。</p> <p>単価契約を行う際には、契約期間中の支出予定額の積算を示したうえで、財務規程に基づき適切に事務処理を行います。</p> <p>早急に契約書を作成し、保守契約を締結いたしました。今後、保守契約等の締結がないまま支出することがないように速やかに且つ適正に事務手続きを行います。</p> <p>2. 服務について 年休及び夏季休暇を取得していない職員が発生しないように、引き続き積極的な年休の取得促進に努めます。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について	○郷診郷創の取組で実施した令和5年度国保加入者の特定健診は801件、後期高齢者は229件の受診でした。今後も対馬市と協議を重ね、郷診郷創のさらなる推進を図ってまいります。
③ 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルに基づき、防止対策を実施します。
○回収対策	○電話・文書による督促・催告及び臨戸徴収を実施します。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金監理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定です。
④ 後発医薬品の使用促進について	○令和6年3月末現在の採用医薬品数は1,823品目、うち後発医薬品がある先発品は844品目、後発医薬品は627品目です。今後さらなる使用促進を図ります。
⑤ 事務処理の適正化について	○企業団全体の監査結果を院内で共有し適切な事務処理に活用いたします。また、係内及び上司等複数体制でのチェックにより事務処理ミスを削減いたします。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、35,518,593円で、前年度末と比較して約598万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどとして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 人工呼吸器保守業務委託について、契約額100万円以上であるが契約書が作成されていないため、契約書（または請書、承諾書）の作成を行うこと。</p> <p>定期ワックス塗布業務委託について、「契約の目的又は性質上その他やむを得ない理由により相手方が特定される」ものとして1者随意契約を行っていているが、その理由として「島内での実績、知識・経験を有する」ことを挙げており「やむを得ない理由」として認められない。やむを得ない理由とする根拠があればそれを記載し、なければ一般競争入札等適切な選定方法にて実施すること。</p> <p>単価契約における予定価格の積算においては、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケース（白衣等洗濯業務委託）があった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。</p> <p>契約書記載事項（遅延損害金、契約期間）の記載がない契約書が数件あったため、漏れなく適切に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 新たな未収金を抑止する措置として、未収金取扱要領に基づき電話確認、文書督促を徹底し、未収金の減少に努めてまいります。</p> <p>2. 契約関係について 1,000万円以上の契約の場合、契約書作成漏れのないよう、今後は財務規程に基づき適切に処理いたします。</p> <p>今後は財務規程に基づき適切に処理いたします。</p> <p>予定価格調書の作成漏れのないよう、今後は財務規程に基づき適切に処理いたします。</p> <p>今後は漏れなく適切に処理いたします。</p>

消耗備品等の購入において、予定価格が3万円以上にも関わらず、見積を1者しか徴取していないケースが多数見受けられた。3万円以上の物品の購入については、財務規程第140条の規定により、2者以上の見積書を徴求する必要があるため、今後適切に処理すること。

3. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、子の看護のための休暇が無給休暇となっている（R6.1月より有給）ため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

会計年度任用職員において、欠格条項についての申立書を徴取していないため、適切に処理すること。

4. 服務について

会計年度任用職員の年休付与日数について、対馬病院会計年度任用職員設置要綱に規定されている内容と異なっているため、対馬病院会計年度任用職員設置要綱に基づき付与すること。

今後は財務規程に基づき適切に処理いたします。

3. 人事について
令和6年度分は修正し、今後、適切に処理いたします。

令和6年度分は修正し、今後、適切に処理いたします。

4. 服務について
令和6年度分は修正し、今後、適切に処理いたします。

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）		講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について		<p>○地域住民への情報発信 地域情報紙「なんじゃもんじゃ地域版」（上対馬町・上県町へは各戸配布）では、特別診療や健康診断、予防接種の案内及び病気や住民の健康に関する医療情報の提供を行っています。引き続き情報発信を行い、病院と地域住民とを繋ぐメッセージとなるよう務めていきます。</p> <p>○病院周辺の清掃活動 病院周年お清掃活動を1回実施。職員が30名程度参加しました。また、9月の豪雨のため駐車場に土砂が堆積したことがあり、その際十数名で土砂の撤去作業を行いました。</p> <p>○BLS普及活動については地域からの依頼を受けて活動を行っています。</p>
③ 未収金対策について		<p>○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入しています。</p> <p>・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円</p> <p>○クレジット払いの導入</p> <p>○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかに行うようにしています。</p>
○回収対策		<p>○電話及び文書での督促・催告通知。</p> <p>○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめぐりに訪問を行うようにしています。）</p> <p>○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めています。</p>
○連帯保証人への督促状況		<p>○令和元年度分で、連帯保証人に督促しなければならぬ事例が発生し、連帯保証人の支払で完済。その後は連帯保証人への督促を必要とする事例は発生していません。</p>
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等		<p>○現在滞っている未収金はなく、また未収金の件数も少なく少額なため、これまでどおり分納相談及び戸別訪問で対応します。</p>
④ 後発医薬品の使用促進について		<p>○現在使用数の高い薬品から後発医薬品へ変更していますが、引き続き実施していきます。</p>
⑤ 事務処理の適正化について		<p>○会計処理については毎月締め作業の際、再度チェックするようにします。また各種契約事務については、主担当者と副担当者によるダブルチェックをおこない処理を行うようにします。</p>

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 契約関係について 1者随意契約について、随意契約検討シートの作成がない事例があった。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく作成すること。</p> <p>検査保守業務委託について、誤った遅延利息が設定されているため、適切に処理すること。</p> <p>2. 人事について 会計年度任用職員の労働条件通知書において、子の看護のための休暇が無給休暇となっている（R6.1月より有給）ため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。</p> <p>3. 服務について 上対馬病院における会計年度任用職員設置要綱について本部との取扱いが異なっているため、本部の様式等を参考に、適切に処理すること。</p>	<p>1. 契約関係について 今後は適正な処理をおこないます。</p> <p>今後は適正な処理をおこないます。</p> <p>2. 人事について 今後は適正な処理をおこないます。</p> <p>3. 服務について 指摘後、速やかに適正な処理をおこないました。</p>

(別紙様式)

令和6年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県香岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 郷診郷創への取組の推進について	○香岐市並びに香岐医師会と協力し、特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組みんでいます。大腸がん検診の結果に基づく二次健診の受診勧奨に努めています。今後、郷診郷創の取り組みについては積極的に取り組んでまいります。
③ 未収金対策について	○発生防止対策 ○入院時に限度額適用認定申請の制度説明を必ず実施し、窓口負担額の抑制に努めています。 ○退院決定の際には、入院費用の概算額を事前連絡し、退院日の清算に努めています。 ○土日祝日等の時間外受診の際の預り金制度を継続して実施します。 ○上記対策により、今後未収金の発生防止に取り組んでまいります。
○回収対策	○未納通知、督促状を発行し、支払期限を定めて催促を行っています。 ○退院日に完納できない場合、分納計画（債務証書）の記入を求めて、計画に沿って電話連絡を行っています。
○連帯保証人への督促状況	○支払期限を過ぎた場合や分納計画に沿って個別訪問を実施しています。 ○未収患者が外来受診した時は、未収金の確認をおこない、入金を促しています。 ○未収金督促パスを導入し、計画的な回収を実施します。 ○上記対策により、今後未収金回収に取り組んでまいります。 ○分納計画に沿って入金がない場合は連帯保証人へ連絡し、協力依頼を行っています。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまで通り分納計画や個別訪問で対応します。 ○新たな取り組みとして、e内容証明を院内で検討中です。
④ 後発医薬品の使用促進について	○院内の後発医薬品使用割合が、令和6年度において90%を上回りました。今後も使用割合の増に向けて取り組んでまいります。
⑤ 事務処理の適正化について	○会計処理や各種契約事務については、マニュアル等を元に適切に処理してまいります。

令和6年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県吉岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、14,575,286円で、前年度末と比較して約241万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 契約関係について 単価契約における予定価格の積算においては、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケース（交通誘導警備業務委託）があった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。</p> <p>3. 出納取扱金融機関関係について 現金払込書と、実際の入金額に相違があったため、錯誤が発生しないよう確認を徹底し、適切に処理すること。</p> <p>4. 給与について 時間外勤務手当について、月60時間を超える時間の支給割合を割増ししていないため、適切に処理すること。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き、未収金発生の抑制に努めてまいります。</p> <p>2. 契約関係について ご指摘の通り、財務規程に基づき、適切に事務処理を行います。</p> <p>3. 出納取扱金融機関関係について 日々の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>4. 給与について ご指摘の通り、再発防止に努め、適切な処理に努めてまいります。</p>